

資料 7

「口蹄疫」に関する章の改正概要

(当該コードが含まれる場所)

第 II 卷 国際貿易上重要な OIE リスト疾病その
他の疾病に適用される勧告

第 8 部 多宿主疾病

第 8.5 章 口蹄疫

資料7

第8. 5章

口蹄疫

資料7

改正案のポイント

- 口蹄疫の定義が明確化され、カバ、ペッカリー南米のラクダ科動物、ヒトコブラクダをコードの対象から除外
- 動物園動物等に対する緊急ワクチン接種が、その国のステータスに影響しないことを明記
- ワクチン接種コンパートメントの設置が可能に
- 封じ込め地域の野生動物及び野生化動物の同定の必要性を除外

資料7

口蹄疫とは

- 感受性動物は、牛、豚、緬羊、シカなど約40種にものぼる偶蹄類
- 感染群内での直接伝播性は強く、通常1週間以内に全群が感染を起こす。
- ウイルスが付着した飼料、器具、機械、衣服、靴、車などを介して、群から群に広がる可能性も非常に高い。
- 天候によっては、風の方に発生が広がることが知られている。
- 牛では2～5日の潜伏期間後、40～41℃の発熱とともに、食欲と体力の減退、著しい流涎、口唇粘膜の炎症、口腔、舌、蹄部に水疱、さらに水疱の崩壊と表皮の剥奪。豚では、症状が比較的軽く、水疱も小さい。

口腔内の水疱



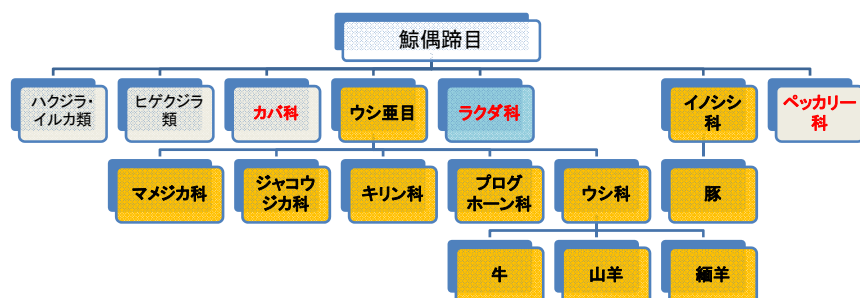
資料7

口蹄疫の定義等

- 口蹄疫は、ウシ亜目 (*Ruminantia*) 及びイノシシ科 (*Suidae*) の動物並びにフタコブラクダ (*Camelus bactrianus*) の口蹄疫ウイルスの感染症と定義が明確化される。
- 疫学的重要性は、感受性の程度、飼育形態、群密度・大きさ、相互接触によって決まる。南米のラクダ科動物及びヒトコブラクダは、疫学的に重要とはみなされない。

資料7

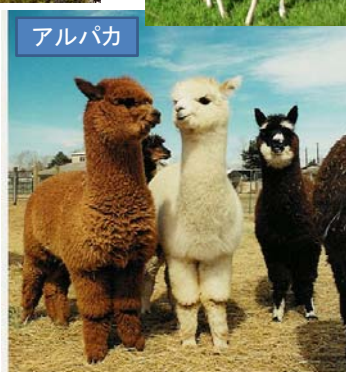
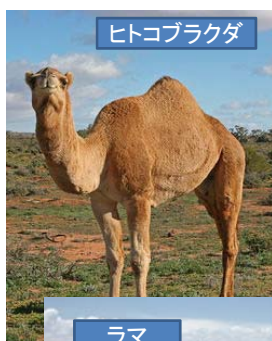
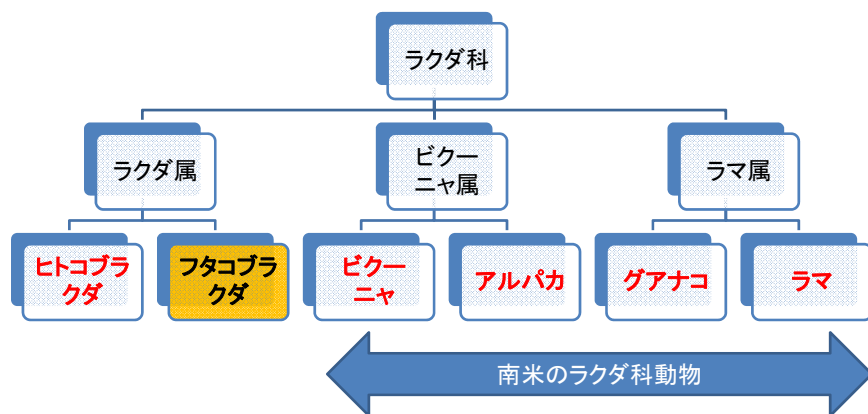
偶蹄類の動物



鯨偶蹄目から鯨類を除いたグループを偶蹄類と呼ぶ。

資料7

ラクダ科の動物



南米アンデス高原(標高3,800-5,000メートル)には4種のラクダ科動物、すなわち家畜種のアルパカとラマ、野生種のビクーニャとグアナコが生息している。

資料7

ラクダの口蹄疫

- 感染実験及び野外観察の結果、ヒトコブラクダとフタコブラクダのうちフタコブラクダのみが口蹄疫に感染することが確認された。野外及び実験感染試験の結果、南米のラクダ科動物は、口蹄疫に対する感受性は強くなく、口蹄疫伝播の深刻なリスクにはならないことが示された。

(Foot and mouth disease and similar virus infections in camelids: review: U. Wernery & J. Kinne)



カバ



コビトカバ



ペッカリー

カバ: アフリカのみに生息。鯨との遺伝的關係が最も近い陸上動物。一日のほとんどを水中で過ごす。

ペッカリー: 南北アメリカに分布。体長90-130センチメートル、体重20-40キログラム。イノシシに似るが、四肢は長め。

資料7

カバの口蹄疫

- カバは、口蹄疫に感染することが証明されていない。アフリカのクルーガー国立公園のカバから採取した877検体の検査の結果、感染の証拠はなかった。

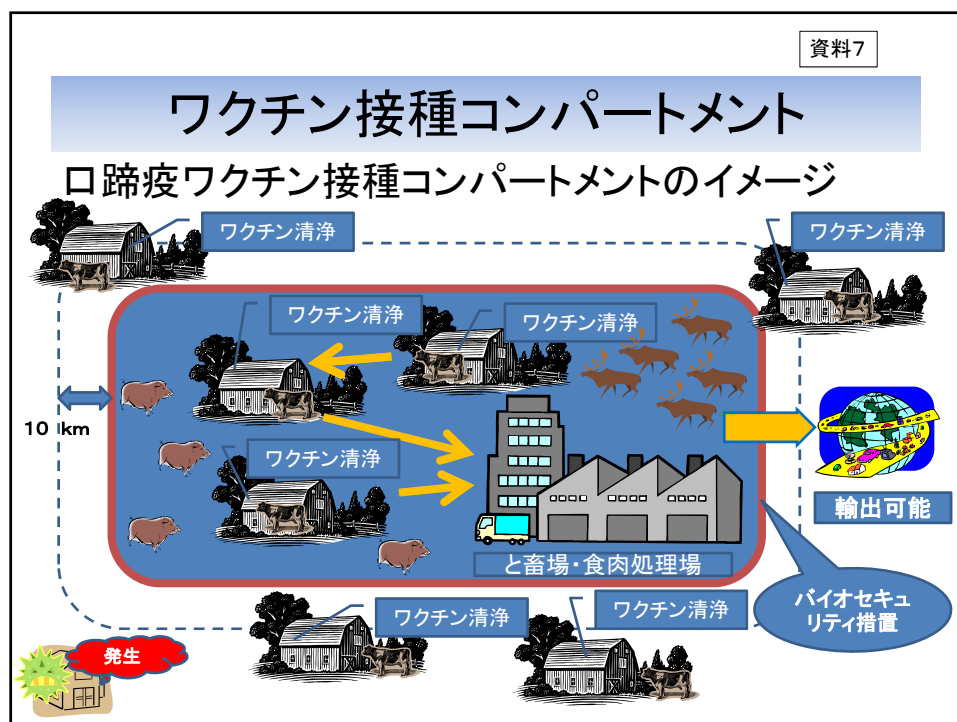
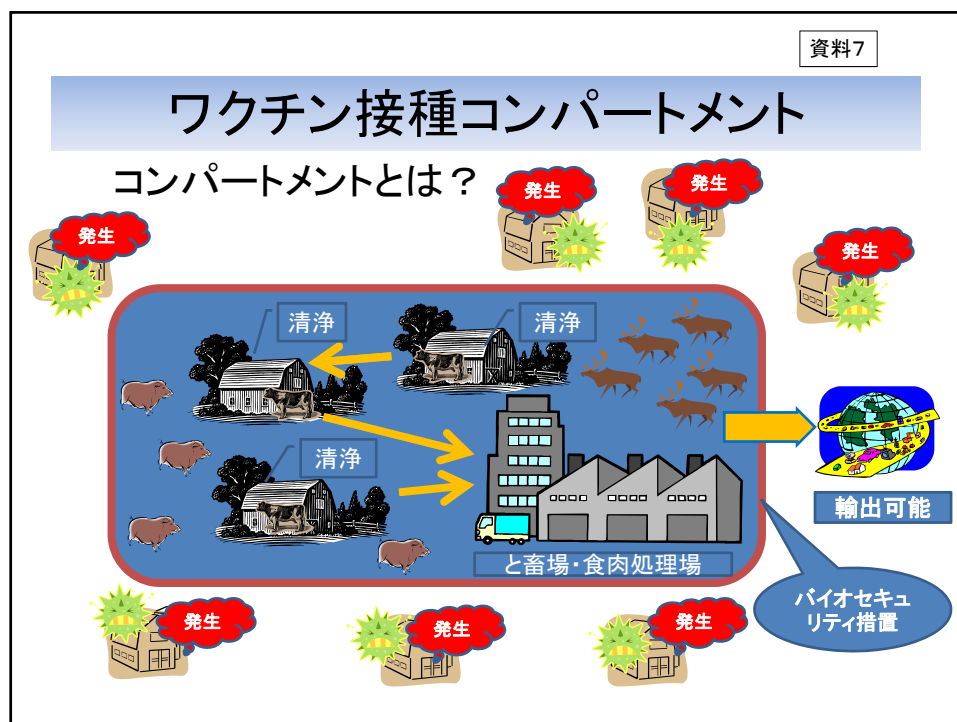
(Foot-and- Mouth Disease (with special reference to the UK 2001 and 2007 Outbreaks: Wildlife Information Network, The Royal Veterinary College, UK)

資料7

動物園動物等への緊急ワクチン接種

次の条件が満たされた場合には、緊急ワクチン接種をしたとしても、国又は地域のステータスが影響を受けることがない。

- ①動物の展示又は希少種の保全を一義的目的とし、設備の境界等が明確に区別でき、口蹄疫緊急対応計画に含まれていること。
- ②適切なバイオセキュリティ措置が実施されていること。
- ③他の動物との明確な区別
- ④OIE陸生マニュアルを遵守したワクチンの使用
- ⑤獣医当局の監視下で実施
- ⑥接種後12カ月間サーベイランス下に置かれること。



資料7

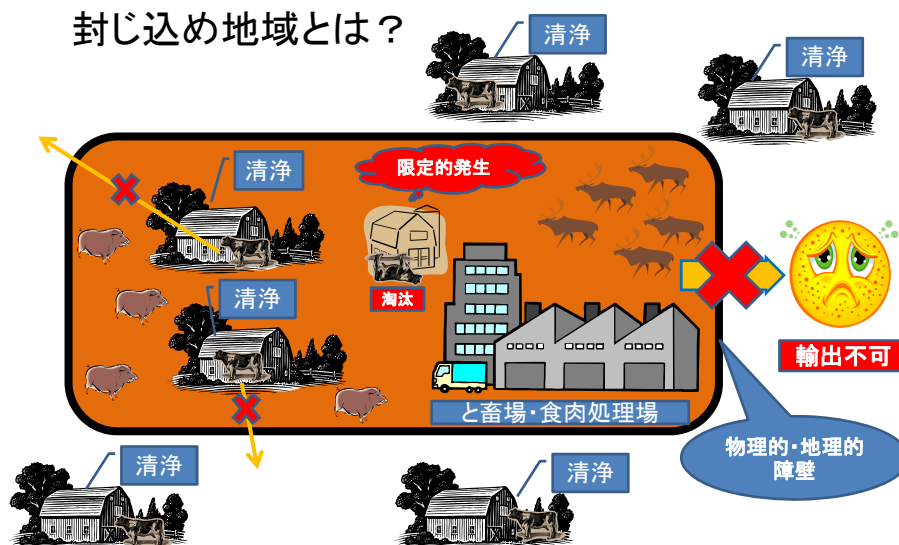
口蹄疫コンパートメントの要件

- ① 疾病記録、公式防疫プログラム、サーベイランスシステム
- ② 12カ月間発生・循環がないこと。
- ③ 12カ月間ワクチン接種がないこと、ワクチン接種動物が導入されていないこと。又は、強制的な計画的ワクチン接種が実施され、ワクチンがOIE陸生マニュアルを遵守していること。
- ④ OIEコードに基づき動物等が導入されていること。
- ⑤ サーベイランス(野生動物を含む)が実施されていること。
- ⑥ 個体識別、トレーサビリティシステム
- ⑦ バイオセキュリティプラン。ワクチン接種の場合には、ワクチン接種計画
- ⑧ 過去3カ月間半径10キロ以内で発生がないこと。

資料7

封じ込め地域

封じ込め地域とは？



封じ込め地域の要件

- ① 動物及び物品の移動管理
- ② 疫学調査（発生が疫学的に関連しており、発生数及び地理的分布が限定されていることを立証）
- ③ ~~初発例の同定及び~~感染源調査の実施
- ④ 摘発淘汰政策
- ⑤ 最終発生の淘汰後14日間、発生がないこと。
- ⑥ 地域内の感受性家畜及び拘束野生動物群が、当該地域内に属する動物として明確に同定できること。
- ⑦ 当該封じ込め地域及び国又は地域内の他の地域におけるサーベイランス（野生動物を含む）
- ⑧ 国内又は他の地域への効果的なまん延予防のための動物衛生措置が、物理的及び地理的障壁を考慮して実施